

防災対策条例調査特別委員会

(平成30年5月17日)

○ 小林博次委員長

おはようございます。ただいまから特別委員会を開催させていただきます。

きょうは、29、30、31、避難所の開設、医療救護体制の確立、帰宅困難者への支援、これの前の条文整理が3点、それから、新しく総則のところにあります1番の目的、2、定義、3、基本理念、4、市の責務、5、市民の責務、6、事業者の責務、7、議会の責務、8、地域防災計画への反映、これについて議論させていただきます。

あわせて、資料として委員会で出てきた意見を行政要望にするというのを、たたき台をここにまとめて資料を配付させていただきました。時間があれば議論させていただく。その次に、前文にも取りかかっていたいということで、考え方だけここに資料として出させていただきましたので、時間の許す限り議論させていただければと、こんなふうに思っていますのでよろしくお願いをいたします。

それと、この特別委員会の体制ですが、これはこの前の役員選考委員会で、この審議はもう二、三回で終わる可能性があるのでこのままの体制でいかせていただくと、こういうことをご確認いただきましたので、あらかじめご承知おきください。

それでは、順番に進めていきたいと思います。

29、避難所の開設、これ、事務局から説明させます。

○ 伊藤議会事務局主事

議会事務局、伊藤と申します。

条例修正素案の部分、ご説明させていただきます。

まず、お手元のA3資料、右上に(29)避難所の開設等とあります資料をごらんください。

まず、ページ左側の条文、第1項をごらんください。

前回、熊本地震等でも課題となった車中泊避難に対応する趣旨を盛り込んではいかがでしょうかのご意見をいただきました。これを踏まえまして、第1項において、避難所の開設に加え、車中泊避難等の避難所外で避難される方も対象としたその他措置を講じていくことを条例で規定する整理をいただきました。

修正部分を読み上げさせていただきます。

市は、災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、避難者の支援のため、速やかに避難所を開設し、その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

解説部分につきましても、新たに加えた部分を読み上げさせていただきます。

災害の状況によっては、計画どおりの避難が難しい場合も想定されます。本市は、自宅、野外テント、自家用車等の避難所外に避難される方の状況も把握しつつ、救援物資の供給や災害情報の提供など必要な支援に努めていくこととします。

また、第3項につきまして、条文中の協力という文言が重複しているとのこと指摘を受けました。これを踏まえまして、条文の構成を見直す整理をいただきました。

続きまして、お手元のA4資料、右上に(30)医療救護体制の確立とあります資料をごらんください。

条文をごらんください。

前回、医療救護体制は外部からの受け入れ体制が重要であるため、その趣旨を盛り込むではどうかのご意見をいただきました。これを踏まえまして、第1項解説において、医師の派遣及び受け入れの趣旨を盛り込む整理をいただきました。

修正部分の一部を読み上げさせていただきます。

災害発生後においては、各医療機関の被災状況を把握するとともに、医療機関及び関係団体等からの医師等医療技術者の派遣を受け、速やかに応急救護を実施することができる医療救護体制を整備する必要があります。

続いて、めくっていただきまして、お手元のA3資料、右上に(31)帰宅困難者への支援とあります資料をごらんください。

まず、左側の条文1項をごらんください。

前回、本市は大企業が郊外に点在し、自家用車を交通手段とした帰宅困難者が多いと予想されるため、そのことを前提とした解説にすべきでないかのご意見をいただきました。

これを踏まえまして、帰宅困難者の用語説明において、自家用車で帰宅困難となった方を明文化させるとともに、帰宅困難者への支援に協力いただく事業者の例示列举に工場を追加する整理をいただきました。

修正内容は以上でございます。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

そうしたら、順番に審議させていただきます。

29の避難所の開設、これについてご意見があればお聞かせいただきたいと思います。修正箇所は今申し上げたとおりで、文章表現上、こういうことで特に問題はないのかなと、こんなふうに思います。

これでよろしいですか。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

それでは、29の避難所の開設については、そういうことでご確認をいただきました。

それでは、30番の医療救護体制の確立について、解説部分についての修正でございますが、これもシンプルに集約をしたということでこの解説で問題ないかと思うんですが、ご意見があれば出してください。

これでよろしいですか。では、こういうことに。

○ 早川新平委員

解説なんかの文言はええんですけれども、具体的に医療体制、どういうふうな、どこが主導をとって四日市市に派遣をしていただくというのは、時間的に猶予はない、できやんと思うやけれども、現実問題というのはどういう体制になっているのかちょっとお伺いしたいんですけど。その命令系統、どこが、四日市市から要請するのか、それは事前に決めておかんと、発災後やとそんなもの、てんやわんやでできんと思う。

○ 濱田健康福祉部理事

一つが、医療救護所を立ち上げるに当たりましては、四日市市と四日市医師会、それから歯科医師会、薬剤師会、そこ三師会とが協働してどこに設置していくか。派遣は医師会の先生方が来ていただくと、こういう協定で、今、動いております。

また、市外、県外につきましては、DMAT(災害派遣医療チーム)等におきまして国等で決められていまして、大規模災害が起きればそういう隊が出動してくると、私どもが要請すれば、どこどこへ来てほしいとそういう要請があれば、その受け入れの調整をするというふうになっております。

現時点ではそのような計画になっております。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

それは、平常時でこういう流れになるというのは今決められておるのやけれども、現実には、例えば津波とか断層で予定はここやとかいうのは、もともと事前には決めていないのかな。救護チームが来ていただいて、例えば市立病院で中心でやるのか、例えば市立病院が何かの状況で使えなくなったときとか、そういうスペア的なところというのは考えてみえるのかどうか、ちょっとそれだけ教えてほしい。一切ないのかな。もうここでいくという形なのかな。

○ 濱田健康福祉部理事

本市が立ち上げる応急の医療救護所につきましては、あらかじめ文化会館であるとか、あさけプラザ等の施設を利用したいという想定はしております。

それとあと、病院につきましては、耐震も含めて使えるであろうという想定、そこへ市外、県外からお医者様が来ていただけるというふうな想定、もしくは、これまでの過去もそのようになっておるといふふうに理解をしております。

○ 早川新平委員

最後にします。ありがとうございます。

耐震も全てやっているんやけど、冒頭でお話しされたあさけプラザとか、一つの病院以外の施設が基点になるということも少しお話しされましたやんか。それは、こういう状況ならこちら、こういう状況ならこちらという、初めからマニュアルがもうある程度つくつてあるのか、それともその場の状況に応じてそこからスタートするのかというのだけ教えてください。

○ 濱田健康福祉部理事

体制等については想定をしております。ただ、どんな災害、どれだけの規模の災害、どこが中心になって被害者が多いか、その辺をもとにその場で考えを決めていくということで、医師会の先生方にはここへ、市役所に来ていただくという今お約束をして、そこでど

こが一番適当であるかを決めようという、そこまでの想定を今しております。

○ 伊藤嗣也委員

医療救護所というのが市民に周知されていない状態で、この特別委員会でも議論があったかと思うんですけれども、基本的に自動車等でそんなんで運転して出たらいかんよという話があったと思いますが、そんな中、医療救護所にどうやって市民は行くんだということがあると思うんですね。場所は周知されていないし、移動手段もない状況も想定されま
すよね。

そんな中、例えば地区地区にクリニックとか医院がありますけど、そういったところにお医者さんがいて、ドクターがいて、看護師等もいて、地域住民のけが人や病人の受け入れができる状況であるとした場合、医療従事者も市役所に来るのか、地域で診ていただけるのかということは、私、大事なことだと思うんですけど、そこら辺が今のご答弁ではちょっと無理があるというか、全く決めていないとしか感じ取れないので、もう少しわかりやすい説明が欲しいんですけど。

○ 濱田健康福祉部理事

説明不足で申しわけございませんでした。

医療機関の情報につきましては、医師会等の協定におきまして、全ての医療機関が発災後、自分のところの自院がどういう状況であるかの情報を私どものほうに集約するというお約束になっております。万が一電話等が通じない場合においては、地区市民センターのほうへ各病院、もしくは夜であれば先生方のおうちから地区の市民センターのほうへ行っていただいて、自分のところの自院はどうである、開院ができるかどうか、こういう情報を全て集約するというお約束になっておりますし、毎年、ここ三、四年、その訓練をしております。なかなか全機関が参加というのは難しいんですけど、今、かなりの、100くらいの医療機関が訓練には参加いただいております。ただ、その情報がなかなか数時間で集約できるというところまでまだいっていませんもので、集約に向けて今、訓練を毎年重ねております。

そういったことをもとに、どこに医療救護所を開設でいいのか、もしくはどこの自院ならあいているのか、そういう情報を、今おっしゃられたように、住民の方とにかく早く伝えていくか、そこが我々一番重大なところだと思っていますもので、そこを注意しながら

これからも体制の充実に努めていきたいと、そういうふうに考えております。

○ 伊藤嗣也委員

委員長にちょっとまとめをお願いしたいんですけど、そういったことをやっておることが地区におりておるのか、おりていない中、役所だけ医師会とやっておってもいかんと思いますし、今初めて知ったんですけど、地区の患者さんを診れる先生が、自分のところで診れば地区で対応できるということも初めて知ったわけでございますので、私としまして。その辺を上手に委員長のほうでもし、ここら辺に入れ込んでいただければと思いますので、お願いしておきます。

○ 小林博次委員長

行政要望のほうで整理させてもらいたいと思います。じゃ、そういうことでまとめさせていただきます。

ほかにご意見、ありますか。

○ 早川新平委員

関連で。

今答弁していただいてちょっと気になったのが、電話等が使えなくなったというのは、あらかじめ電話が使えないという状況を想定しておくべきやと私は思うておるのやけど。それが電話が使えない、今、これ平時やから使える状況でやっておるのやけど、これがだめなら、第2段階でそれにかわる伝達手段とか情報を収集する手段というのは、当初から考えておいたほうがええのと違うかな。大規模震災ほど電話が使えないという想定が普通やと思うておるのやけど。

○ 濱田健康福祉部理事

言葉が少し足らずに申しわけございません。

それを想定して、通常毎年行っている訓練は、電話が使えないという前提での情報訓練を行っております。

○ 樋口博己委員

今の早川委員に関連させていただいて、議論の戻ることがあるのかもわかりませんが、情報伝達というところで、連絡アイテムで電話が使えないというのは想定だということで、先日、ニュースを見ていましたら、東日本大震災のときに電話が通じなかったということで、その後、1カ月余りでLINEを開発したというようなことらしいんですね。LINEが特定の事業所をどうこうというのはないんですが、そういったインターネットを中心とした連絡体制ということもどこかで、これは行政要望レベルだと思いますが、少しどこかで、少しそういった視点もお願いできればと思います。

○ 小林博次委員長

今のに関連して、何か答弁ありますか、特に。行政要望の中で整理をさせていただく、こういう扱いでいいでしょうかね。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

ほか、よろしいか。

(なし)

○ 小林博次委員長

それでは、医療体制の確立はこの程度で、その次に、帰宅困難者への支援の対応について、これも文言整理をさせて、条文はそのままで解説文だけ少し修正させていただきましたが、それでよろしいですか。

○ 森 康哲委員

解説の中段部分の、本市や事業者が管理する施設を帰宅困難者の一時滞在場所として利用してもらったりとか、「したり」というのは何か違和感があるんですけど。利用しとか案内することでとか、何かここだけ「してもらったり」とか「したり」とか、余分な言葉がついているような気がするんですけど、これはこのままでよろしいですかね。

○ 小林博次委員長

余分に書いてあるみたいな気がするので、その辺、整理をさせていただきます。
その程度でよろしいですか。じゃ、整理して。

○ 伊藤嗣也委員

ちょっと関連で、今、場所とか、店舗、駅、工場とか書いてあるんですけども、民間施設ですね。そこには協定を結んでおるとか何かの、市と話が既にされておるのか、全くされてないところを工場の門が閉まっておったら勝手に入っていきませんし、その辺を、どうなっておるのか、危機管理監のほうで。

○ 小林博次委員長

理事者のほうで。

○ 真弓危機管理室長

危機管理室長の真弓です。

工場等につきましては、大規模な臨海部にあるコンビナートさんだとか、あるいは東芝さんなどについては、私どもは1年に1回程度お邪魔させていただいて、従業員さんのほうに、発災当時とはどまっていたくようお願いしているところであります。

あと、協定につきましては、大手のスーパーさんとかの臨時駐車場を活用するという協定は結んでございます。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員

ただ、これ見ると、建物、デパート等大規模店舗なんか書いてあると、今だと駐車場だけというふうなご答弁なんですけど、建物の中は想定していないという理解でよろしいですか。

○ 真弓危機管理室長

工場なんかでありますと建物内ということは想定をしております。ただ、デパート等については、今後いろいろ話はしていかなければならないかなというふうでは思っております。

す。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員

私は、デパートとかそういうホテルとかそういったところは、中へ入れてもらわないと意味がないと思うんですね。ここへ逐条解説に書いてある以上ね。そのところはやっぱり危機管理監で汗かいてもらわないと、この条文が生きてこないと思いますので、委員長、その辺もひとつよろしく願います。

○ 小林博次委員長

じゃ、そのあたり、答弁よろしいか。

○ 真弓危機管理室長

危機管理室長、真弓です。

今後、私どもから事業所さんと話をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

汗をかくと。じゃ、これで集約させていただいてよろしいですか。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

じゃ、そんなふうに扱わせていただきます。

それでは、その次のきょうの審議事項なんですが、目的のところから、事務局から朗読させます。

○ 伊藤議会事務局主事

それでは、総則の八つの条例素案につきましては、正副委員長のほうでご準備いただきました内容を読み上げさせていただきます。

お手元のA3資料、右上に(1)目的とあります資料をごらんください。

読み上げさせていただきます。

目的。

この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び議会の責務を明らかにするとともに、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し必要な事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強く、災害対応力にすぐれたまちづくりを実現することを目的とする。

解説。

この条例は、防災対策に関して、基本理念を定め、市、市民、事業者及び議会の責務を明らかにするとともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に関し必要な事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、これによって、災害に強く、災害対応力にすぐれたまちづくりを実現することを目的とし、本条を規定しました。

(1) 災害予防対策。

災害被害を最小化するためには、災害予防対策の具体化、充実が重要です。本条例は、情報の収集及び伝達等、防災訓練等の実施、避難対策などに関する事項を定め、想定外をつくらない災害予防対策を推進します。

(2) 災害応急対策。

災害発生時における応急対応は、その後の被害範囲に大きな影響を及ぼします。本条例は、緊急輸送の確保、応急体制の確立、医療救護体制の確立などに関する事項を定め、災害の被害を最小限に食いとめる災害応急対策を推進します。

(3) 災害復旧・復興対策。

市民生活や事業者の活動を再建するためには、道路、上下水道、電気やガスなどの復旧や都市機能の再生が重要です。本条例は、復旧・復興対策、復興体制の確立に関する事項を定め、災害から力強く立ち上がる災害復旧・復興対策を推進します。

以下、他の自治体の参考条文、国の関係法令を記載しております。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

この項は目的の項でございますので、ご意見があれば出していただきたいと思います。

○ 村山繁生委員

解説の頭の部分ですけど、目的とほとんど言葉が一緒なので、わざわざまたダブって書く必要があるのかのような気がするんですけど。もう1番、2番、3番の解説でいいと思うんですけど。

それだけです。

○ 小林博次委員長

総則の部分が必要ないと。

○ 村山繁生委員

ほとんど同じ文章なので、わざわざ書く必要があるのかと。どうぞ。

○ 樋口博己委員

私も村山委員と同じ思いがあって、資料の中の災害対策基本法の中では、冒頭に、この法律は国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するというのが、これが一番の目的になっていまして、市の四日市市国民保護計画にもやっぱり住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑みというのが冒頭に来ていまして、これは防災対策条例なので、防災の視点を目的とするということでもいいと思うんですけど、解説の中で、防災対策をすることで市民の命と財産を守るところを解説で盛り込んでいくと、少し意味合いが出るのかなと思うんですが。

○ 小林博次委員長

ほかに、同様に意見。

○ 伊藤嗣也委員

私思ったのは、議論があったと思うんですけど、総則の中の最初のやつに、減災というのがちゃんと明記されておるんですね。にもかかわらず、こちらには全く減災という部分が入っていない。条例の名前の議論のときも、防災、減災というのも入れるというような議論もあったと思うんですけど、そういう意味で、総則の要旨の目的の丸の2番目には減災が書いてあって、こちらには全く減災ということが触れられておられませんので、少し

その辺ご検討いただきたいと思うんですけど。

○ 小林博次委員長

ほかの方、委員間討議みたいな感じで進めたいと思います、この項について。

大体同じような意見でいいですか。よければ、その辺を含んでこの目的の項を見直していきたいと思います。よろしいね。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

じゃ、その次に進めたいと思います。

○ 加納康樹委員

目的と違う観点でよろしいですか。

総則、目的の中に、議会というところを盛り込んでいただいたのはありがたいなというふうに思っております。

ただ、議会というところの登場のさせ方について、これはちょっと事務局のほうに聞きたいんですけど、「及び」でつなぐ、つなぎ方の意味というところを教えてほしいんですけど。

うちの場合は「事業者及び議会」という、こういうつなぎになっているんですが、大津市さんのほうは「市及び議会」とつないでいます。何か大津市さんのほうがそれっぽいなと思うんですよ。

さらにちょっとめくって見たら、大分昔になりますけど、同じく小林委員長にお骨折りをいただいた市民自治基本条例の「及び」のつなぎ方も、「市の執行機関及び議会」というつなぎ方になっているので、「及び」のつなぎ方はどんなものなんやろうというところをちょっと聞きたいんですけど。

○ 西口議会事務局課長補佐兼調査法制係長

一応、これ、市、市民、事業者、議会というのが並列で置かれていまして、四つを全部つなげる形で置いているんですけども、最後の部分について「及び」を使うという決ま

りになっていまして、書き方の処理はこういう書き方になっています。

順番なんですけど、まず一番最初の骨子素案のページを見ていただきたいと思うんですが、総則の部分ですけれども、目的、定義、3が基本理念、4以降が、市の責務、市民の責務、事業者の責務、議会の責務という形になっていますが、この並びで条文の規定を置かせていただいているという加減から、このような書き方にさせていただいているというところであります。

○ 加納康樹委員

ということで、ちょっと私は違和感を覚えたけど、特段「及び」のつなぎ方としては差しさわりのないということであれば結構です。

○ 小林博次委員長

では、この目的の項、問題提起ありました点、整理させていただいて、また次回に出させていただきます。

その次に移りたいと思います。2番の定義、事務局から提案させます。

○ 伊藤議会事務局主事

右上に（2）定義とあります資料をごらんください。

読み上げさせていただきます。

定義。

この条例において、各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第1号、災害。地震、津波、豪雨、洪水、高潮、暴風その他の異常な自然現象または大規模な火事、爆発等により生ずる被害をいう。

第2号、防災対策。災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防止、並びに災害の復旧及び復興を図るための対策をいう。

第3号、市民等。市内に居住し、または通勤し、もしくは通学する者をいう。

第4号、事業者。市内で事業を営む法人その他の団体及び個人をいう。

第5号、自主防災組織。災害から自己の居住する地域社会を守る活動を行うため、地域住民が自発的に結成する組織をいう。

第6号、自主防災活動。自主防災組織が地域において自発的に行う防災活動をいう。

第7号、防災関係機関。災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第5号に規定する指定公共機関及び同条第6号に規定する指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。

第8号、要配慮者。災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。
解説。

本条では、この条例でよく使用する用語の意味を定義しています。

以下、他の自治体の参考条文、国の関係法令を記載しております。

○ 小林博次委員長

何かご意見があれば出して。この項は用語の定義ということですから。

○ 樋口博己委員

先ほど目的のところ、伊藤嗣也委員からご指摘があった減災というところで、大阪市は防災・減災という項目で定義をしておりますけれども、四日市市の場合、防災対策ということで災害を未然に防止しというふうに、防止するというふうになってはいますが、災害は完全には防止できないというのが通例、今の概念なので、防災・減災対策というふうな文言で、災害を未然に、災害を、文言はあれですけど、防止あるいは減災するとか、減災あるいは防止なのかわかりませんが、そういう書き方のほうが、目的でも減災を明確にうたっていた上でここでも連動していったほうがいいのではないかなと思います。

○ 伊藤嗣也委員

私も同じように大阪のやつを見て思ったんですが、大阪の同じ（2）に、被害を最小限にとどめという文言は入っているんですけど、四日市市の（2）にはあえてそれは抜いてあるもので、それはやっぱり、そこら辺ご検討いただければと思います。

○ 小林博次委員長

そやね。ほかにありますか。

（なし）

○ 小林博次委員長

(2) の防災対策のところに、防災・減災対策、後ろのその次の文言を少し修正する、こんなことで検討させていただきます。

定義のところでもっと説明に加えておけよということがあれば。とりあえず。

○ 山口智也委員

(8) の要配慮者の説明の部分で、自治体によってはこの書き方で記しているところもあるんですけども、個人的には少し不親切かなというか、大事な部分なのでよりわかりやすく記述したほうが、わざわざ法律をまた見てもらわなあかん手間が出てくるので、そこは少し変えたほうがいいのかという。

○ 小林博次委員長

その点についても整理させていただきます。

ほかにありますか。

○ 早川新平委員

条文については、今、山口さんが指摘したぐらいのところで僕はそれ以外にはないんですが、自主防災組織というのはこれにちゃんと明記してもらってあるんやけど、旧市民防というのは海岸部にあったんやけど、いつをもってそれがどういうふうな形で、今、技術部隊とか、いろんな各地区で呼んでおるんやけど、その経緯だけちょっと教えていただければ。何で旧市民防災隊というのと、なくなったかとか、その経緯をちょっと教えていただければ。

○ 坂倉消防本部消防長

消防本部の坂倉でございます。

旧市民防は、主に沿岸部につくらせていただきました。これは東海地震が言われたときに説明をさせていただいて、当初、消防本部が主体となってやっておりました。

そもそもこのときには、市民防災組織も、いわゆる自主防災組織の一つとして市民防災隊という名前をつけたわけでございます。これは、どちらかという行政主導でまずは立

ち上げさせていただいて、市内に36隊、当初、結成をさせていただきました。国のルールで100 tの耐震性貯水槽と可搬ポンプを国の補助で整備したところでございます。

ただ、当時、自主防災という考え方がまだまだ市民の方に定着していないという中で市民防災隊を設立させたわけでございますけれども、やはり阪神・淡路大震災などから自主防災組織というのが、極めて市民の方たちに重要だという認識がございます。その中で、各自治会単位で自主防災組織をその後もずっと継続的に結成していただいております。一定の段階で自主防災組織がかなりの結成率が上がってきた中で、市民防災隊もそもそも自主防災組織の一つの組織体であるということで、それまでは、36隊の連絡協議会なんかもつくりながらいろいろ意見交換もしておったわけですが、単一自治会、それから複数の自治会でつくるいわゆる自主防災組織も結成してきた中で、ここはやはりそもそもの組織の考え方としては、市民防災隊も自主防災組織であるということでした。

そういうような考え方の中で、市民防災隊も含めて、いわゆる市長部局の今の危機管理室へ所管がえをしたときに、これを市全体の自主防災組織として同じように位置づけようということになりまして、市民防災隊というのが、今、早川委員がおっしゃるように、実際には、今あるんですけれども名前がなくなりつつあるというのが現状でございます。

とはいうものの、施設はありますもので、ある一定の期間、これは10年ほどというルールをつくりまして、いろいろと維持管理はしておるわけですが、そこもやはり他の自主防災組織とのバランスを考えるために、最終的には圏内全部、全ての自主防災組織が同じような仕組みで行おうということで、今、早川委員が言われたような市民防災隊というのが一旦、過去につくったのを卒業して、今、自主防災組織の一つの組織になっているというふうにご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

現実、よその地域を知らないけれども、富洲原地域というのは旧市民防、今でいう自主防災隊の技術部隊というのは、第4日曜日に可搬式ポンプで毎月訓練をやってもらっているのやわな。一方、自主防災隊は、A4、1枚で、自治会で誰が連絡員になってくれるのやとか、誘導員になるとか、あれをつくっても名前だけであって、そこに列記されておる人たちが自覚もないし、それが現実になったときに機能するとは、私は正直思っていない

んさ。前もその話をしたら、いや、そのペーパーだけでも出てくるだけでもありがたいんですということが現場のほうから聞いたのでね。

だから、有名無実になるような隊ではなしに、現実活動してもらっている方が、いざというときになると知識も高いし、訓練もしているのですね。こんなことを勝手に言うと余分な仕事をつくってくるなと怒られるかもわからんけれども、現実には訓練をされている方たちがリーダーになってもらわんと、本当に発災したとき、有事のときというのは、するはずやったんやけどしなかったという悲しいことが起こる可能性があるのですね。

だから、なぜ聞いたかという、意識が強くて訓練も定期的にやっている方たちが、市民防を外れて自主防災隊の技術部隊とか、それでもなおかつ同じような活動をしてもらっている人たちは知識も強いので、それがきちっとリーダーになってもらわんと本当の自主防災隊って機能はせんというのを危惧しておるんです。だから、そこをまた考えていただかないと、有事になったときには、別個で活動しておったって全く機能しないと思うのでね。それを危惧して、歴史と一緒に伺いをいたしました。

ありがとうございます。以上です。

○ 坂倉消防本部消防長

早川委員のおっしゃるとおりでございます。いわゆる市民防災隊、かなりいろいろと知識の蓄積もあります。そういった中で、今、四日市市は地区ごとに地区防災組織というのを立ち上げていただいて、これは地域特性にもよります。いわゆる市民防災組織、特に地元の消防団員の方も地区防災組織の中で顧問とか、いろんな形でかかわってもらっています。

これはちょっと危機管理室の業務にもなるわけですがけれども、私ども、市民防を自主防災組織と同じようにしたときにやっぱり同じような懸念がありましたので、地域の中で地域に合った活躍してもらおう仕組みは、やっぱりそれぞれの地区防災組織を立ち上げていただいて、その中でいろいろとまた力を発揮してもらおうという思いでつくってございますし、今、委員がおっしゃられたように、市民防災隊の今まで蓄積した知識とかというのは、今後も危機管理室と十分連携しながら、地域の組織の中で活用できるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○ 小林博次委員長

ほかに、定義の項、こういう整理でよろしいですか。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

じゃ、定義の項はこれで終わります。

その次に、基本理念に移ります。事務局から説明させます。

○ 伊藤議会事務局主事

お手元のA3紙資料、右上に(3)基本理念とあります資料をごらんください。

読み上げさせていただきます。

基本理念。

防災対策は、みずからの命はみずからが守るという自助、地域において互いに助け合うという共助並びに行政が市民及び事業者の安全を確保するという公助の考え方にに基づき、市、市民、事業者及び議会がそれぞれの責務及び役割を果たし、相互に連携して取り組むことを基本として行われるものとする。

第2項、防災対策は、市の地域特性及び社会情勢を踏まえるとともに、男女共同参画の考え方及び要配慮者等の多様な主体の視点を反映して行われるものとする。

解説。

第1項関係。

自助は、自分自身の力で自分の命を守る防災活動です。しかし、災害の状況によっては、自分自身の力だけでは身を守れない場合があります、また、高齢者や障害者など誰かの助けが必要な方もいらっしゃいます。

共助は、市民や事業者が地域において互いに助け合う防災活動です。自助を補完しますが、災害の状況によっては、うまく機能しない場合があります。

公助は、本市を初めとする行政が市民や事業者の安全を確保する防災活動です。自助、共助を補完しますが、迅速な支援や救助は難しい場合があります。

防災対策は、これら自助、共助、公助の考え方にに基づき、本市、市民、事業者及び議会がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携して取り組むことを基本として行われるこ

とを本項で規定しました。

第2項関係。

防災対策は、その実効性を高めるため、本市の地理や産業構造に基づく地域特性及び社会情勢を踏まえるとともに、皆さんそれぞれの事情に応じるため、男女共同参画の考え方や、要配慮者などの多様な主体の視点を反映して行われることを本項で規定しました。

以下、他の自治体の参考条文、国の関係法令を記載しております。

○ 小林博次委員長

ありがとう。

この項は基本理念に関する項ですが、ご意見があれば出してください。

この項についてはもう理念を説明するということが主になりますから、特に意見はありませんか。

(なし)

○ 小林博次委員長

なければ、次に移ります。

じゃ、その次、市の責務。事務局から朗読させます。

○ 伊藤議会事務局主事

お手元のA3紙資料、右上に(4)市の責務とあります資料をごらんください。

読み上げさせていただきます。

市の責務。

第1項、市は、第〇条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために必要な防災対策を講ずるよう努めなければならない。

第2項。市は、防災対策の実施に当たっては、市民、自主防災組織、事業者、国、他の地方公共団体及び防災関係機関との連携及び協力に努めなければならない。

解説。

第1項関係。

防災対策において、本市は、公助を実施し、市民や事業者の皆さんの自助、共助を支援する責務及び役割を果たしていく必要があります。

本市は、基本理念に基づき、市民の皆さんの生命、身体及び財産を災害から保護するために必要なあらゆる防災対策を講ずるよう努めることを本項で規定しました。

第2項関係。

本市は、防災対策全体の実効性を高めるため、その実施に当たっては、市民や自主防災組織、事業者の皆さんを初め、国、他の地方公共団体及び防災関係機関との連携及び協力に努めることを本項で規定しました。

以下、他の自治体の参考条文、国の関係法令を記載しております。

○ **小林博次委員長**

ありがとうございます。

この項は、市の責務についてでございます。ご意見があれば出してください。

○ **伊藤嗣也委員**

総則のところ、防災と減災というお話をさせてもらいましたけれども、それはまだ決まっていらないと思うんですが、決まりましたら、こういう全ての部分、この条例に関するところは防災、減災という文言になって進んでいくのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○ **小林博次委員長**

考え方としては、議論の中身は防災と減災やね。関連するところはそんなふうに修正してもいいかなと思いますけど。

○ **伊藤嗣也委員**

よろしく願いいたします。

○ **小林博次委員長**

ほかの委員の皆さんはどうでしょうか。

○ 樋口博己委員

私も防災と減災はセットだなと思っていました、条例の仮称としては四日市市防災対策条例ということで仮称ってなっていますが、どこまで書き込むか、委員長のご判断もおありだと思いますので、理念としては委員会として確認されていると思いますので、その後、どう表現するかは少し、最後にまた総体的に議論ができればなと思っています。ありがとうございます。

○ 小林博次委員長

ほかにありますか。

○ 平野貴之委員

市の責務を見ると、防災対策を進めるということで、目的でいうと災害予防対策のことを書かれていると思うんですが、目的の発災時の災害応急対策とか復興対策については書かれていないと思うんですが、これはこういうものでいいんですかね。ほかの市の事例を見ても結構予防のことばかり書いているので、発災時のことが書かれていないんですが、普通から市の責務というのを定める場合には、発災時のことも書くのが普通なのかなとは思ったんですが、その辺はいかがでしょうか。

○ 小林博次委員長

そのあたりは指摘いただいたとおりだと思うんですが、市の責務の範疇の中に、ご提案いただいたように入れていくというのが一番いいかなとは思っています。

ほかの皆さん、どうでしょうか。同じような意見。

○ 伊藤嗣也委員

書き入れるか行政要望するかというところもあると思うんですね。だから、そこら辺、確かにあっさりはしているんです、他市に比べてですね。そこは全部包含しておるという解釈なのか、他市みたいに細かく書いたほうがいいのか、その辺なんです、あとは、さっぱりしておる形やけれども要望として出していくのか、ちょっとその辺の交通整理はいるかなと思うんですが。

○ 小林博次委員長

持ち帰って、整理、検討させていただいて、次、また出させていただきたいと思います。
それはそんなところでいいですね。

○ 樋口博己委員

今の議論で、目的とか責務とかでは事前の対策ということなんですけれども、応急体制の確立とか避難所の開設、医療救護体制の確立というのは一つの条として上がっているの
で、その辺はどう整理するのかなという、ちょっと僕も疑問ではおったんですけれども、
これという答えはないんですが。意見です。

○ 小林博次委員長

含めて、持ち帰って検討させてください。

○ 加納康樹委員

どうこうすべきではなくて、逆にこれまた事務局のほうに次回まで調べておいてもら
って教えてほしいなというのがありまして、何かというと、ずっと大津市さんの条例が気
になっていて、いろいろとちらちらと見ていたら、大津市さんは何か平成22年に防災対策
推進条例というのを設けておきながら、平成27年に、引用してもらっている災害等対策基
本条例というものに組みかえて、その前の平成22年のを廃止して平成27年のに変えていて、
そこで文言としてちらちら気になって出てくるのが、防災と危機管理という言葉がぼんぼ
んぼんぼん入ってきているんですよ。その危機管理というキーワードが入ってわずか5年
で条例の改変をしているということになっていて、この危機管理というのが入るのがおも
しろいというのか、ああ、そんなのもあるんだなと思いつつ、わずか5年でそういうふう
にチェンジになったというところについて、どんな経緯だったかというのを調べて次回教
えてもらえると。今わかれば今でもいいんですけど。

○ 小林博次委員長

それ、持ち帰って調べて、次回報告します。
ほかにありますか。

(なし)

○ 小林博次委員長

なければ、この程度にとどめて、次の項に移りたいと思います。

ここで休憩しましょうかね。南側の時計で10分まで休憩。

10 : 57 休憩

11 : 10 再開

○ 小林博次委員長

それでは、委員会を再開させていただきます。

(5) の市民の責務から、議論させていただきます。

事務局、提案してください。

○ 伊藤議会事務局主事

お手元のA3紙資料、右上に(5)市民の責務とあります資料をごらんください。

読み上げさせていただきます。

市民の責務。

第1項、市民は、基本理念にのっとり、生活必需物資の備蓄並びに防災に関する知識及び技術の習得に努めるとともに、自主防災活動への参加に努めなければならない。

第2項、市民は、自主防災組織、事業者、市及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努めなければならない。

解説。

第1項関係。

市民の皆さんには、基本理念に基づき、自助、共助を推進していただくため、食品、飲料水などの生活必需物資の備蓄、防災に関する知識や技術の習得に努めていただくとともに、自主防災組織が地域において行う自主防災活動への参加に努めていただくことを本項で規定しました。

第2項関係。

市民の皆さんには、防災対策全体の実効性を高めるため、自主防災組織、事業者、本市及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努めていただくことを本項で規定しました。

以下、他の自治体の参考条文、国の関係法令を記載しております。

○ 小林博次委員長

それでは、何かご意見があれば出してください。

○ 藤田真信委員

先ほどの市の責務と同じような議論になるんですけども、やはり豊田市の条文なんか見ていると非常に具体的なことも書かれていて、市民の皆さんがこの条例を全体的に見ていただいたときに、ところどころ自分に関係するところというのがある部分もあるんですけども、18番の自主防災活動への支援のところとか、自主防災リーダーを育成しとか、あとは防災訓練に参加とか、そういったところで5番以降のところの具体的な方策の部分でいろいろ見ていただくときに、この辺は私たちもやっていかなきゃいけないんだなというのは見える部分もあると思うんですが、ただ、それが全て網羅できているわけではないと思っています、特にこの条例を市民の皆さんにしっかり見ていただいて、自分自身が減災、防災のために何をさせていただくかというところが僕は一番大事なところだと思っていますので、逐条解説で具体的に書いていくのか、もしくは条文に盛り込むのか、市の責務と同様の議論なんですけれども、またご検討いただきたいなと思います。

○ 伊藤嗣也委員

藤田委員のおっしゃること、ごもっともなんですけど、先ほどの市の責務とも同じなんですけど、市民の責務においても、この条例は我々こうやって一生懸命議論して、誰のためにつくっておるのかというところがここのポイントやと思うので、市の責務であったり市民の責務は、きちっとこの条例の魂を市民に伝わるようにぜひしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 小林博次委員長

きょうのところのやつやとちょっと伝わりにくいと。

○ 山口智也委員

私も藤田委員のおっしゃること、ごもっともと思ひまして、最低限でも解説の部分で市民が何をやるべきかということを感じてもらえるような具体的なもの、例えば、藤田委員もおっしゃいましたけれども、豊田市の事例なんかは非常にわかりやすく、耐震化ですとか家具の転倒防止ですとか、あと避難訓練ですとか、こういった本当に身近に感じる部分というのを具体的に記述していったほうが、より身近に感じられる条例になるのではないかなというふうに感じます。

○ 小林博次委員長

ほかに。同様の意見ですかね。

これも持ち帰って検討させていただきますが、条例本文にうたうべきものと、それから解説の中で示しておく、特に解説はきちっと示しておく必要があるのかなというふうに感じますから、その点を含めて検討させていただきます。

この項はそれでいいですかね。また次に出させていただきます。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

それじゃ、その次に、第6の事業者の責務に移ります。事務局から説明させます。

○ 伊藤議会事務局主事

お手元のA3紙資料、右上に(6)事業者の責務とあります資料をごらんください。読み上げさせていただきます。

事業者の責務。

第1項、事業者は、基本理念にのっとり、従業員等並びに管理する施設及び設備の安全の確保に努めるとともに防災対策の実施に努めなければならない。

第2項、事業者は、市民、自主防災組織、市及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努めなければならない。

解説。

第1項関係。

事業者の皆さんには、基本理念に基づき、自助、共助を推進していただくため、事業所の従業員や来所者、管理する施設及び設備の安全の確保に努め、周辺地域における被害の拡大を防止するとともに、事業者みずからが防災対策を実施するよう努めていただくことを本項で規定しました。

第2項関係。

事業者の皆さんには、防災対策全体の実効性を高めるため、市民、自主防災組織、本市及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努めていただくことを本項で規定しました。

以下、他の自治体の参考条文、国の関係法令を記載しております。

○ 小林博次委員長

それでは、6の事業者の責務、これについてご意見があれば出してください。

(なし)

○ 小林博次委員長

これは、こんなところかな。

それでは、その次に進めていきたいと思います。7の議会の責務。事務局から説明させます。

○ 伊藤議会事務局主事

お手元のA3紙資料、右上に(7)議会の責務とあります資料をごらんください。

読み上げさせていただきます。

議会の責務。

第1項、議会は、防災に関する調査及び研究を行うとともに、市の防災対策への助言及び提言を行うよう努めなければならない。

第2項、議会は、国、他の地方公共団体及び防災関係機関への働きかけを行い、防災対策の推進に努めなければならない。

解説。

第1項関係。

議会は、本市の防災対策に多様な意見を反映させるため、防災に関する調査及び研究を行うとともに、本市の防災対策への助言及び提言を行うよう努めることを、本項で規定しました。

第2項関係。

議会は、防災対策の実効性を高めるため、本市と協力して、国、他の地方公共団体及び防災関係機関への働きかけを行い、防災対策の推進に努めることを本項で規定しました。

以下、他の自治体の参考条文を記載しております。

○ 小林博次委員長

7の議会の責務について、ご意見とかご質疑があれば出してください。

○ 樋口博己委員

市の責務のときの議論になった事前対策ということで、市の責務としてはそこに災害発生時のことについてを書いていないというようなことで少しあったんですが、ただ、条例の中では災害復旧・復興対策という項目があるので、それで整理していけるのかなという考え方とかもあるんですけども、議会の責務としては、これ以外に議会がすべきものというのは具体的には書かれていないと思いますので、大津市が一番先進的な例ですけども、市議会業務継続計画、BCPですね、これは災害発生時の情報収集とかそういうようなもの、これ、別でつくっていますけど、仙台市なんかも第2項で、2行目の、執行機関と連携し、被災した市民の救援と被害からの復旧のための非常の事態に即応した役割を果たすとか書いてありますので、少しそういう災害発生時にも議会としての役割を果たすんだというような文言なりは何らかで必要ではないのかなと思います。

それを具体的にどうするのかというと、ここで議論するよりは、議会改革というか、そっちの中でまた議論していくべきなのかなとは思っていますが、ちょっとそんな考え方も盛り込んだほうがいいのではないかと思います。

○ 小林博次委員長

整理しているときもかなり迷ったところなんです。シンプルにした。議会のことから。ほかにありますか、同様の意見は。

○ 加納康樹委員

BCP的なものをどうするのかというのがここに云々というところは悩ましいなと思うんですが、シンプルにされたということですので無理には言いませんが、他市のいろいろと挙げてもらっている議会の責務の中で割と出ているのが、やっぱり議会としても市民への情報発信というものを位置づけているところが幾つか見受けられるので、それぐらいは四日市市もうたってもいいのかなという思いがなくはないんですが、いかが思われますでしょうか。

○ 小林博次委員長

またそのあたり整理して、次回出させていただきたいと思います。

○ 早川新平委員

今の加納委員のご指摘のとおりやと正直思っています。ただ、トップダウンとか行政からの伝達で、船頭さんがいろいろおると逆に混乱する可能性もなきにしもあらずというところがあるので、そこをきちっとしたトップダウンができて組織として行動できるかというところが、そこが一番問題やろうなと思うんですけどね。気持ちは当然なので、情報が逆に錯綜すると收拾つかないようなところがあるので、現実にはそういうこともこういう平時のときに全部考えておかんと、発災のときというのは機能しなくなる可能性があるのですね。ゲリラ戦法でやるというのと統制とれなくなるので、例えば小林委員長が南へ、いや、こっちは北へ行くとか、そのこのところがこういう平時のときに、僕は常に平時のときにあらゆることを想定して一番ベストな方法をとらなきゃいかんというのが防災・減災対策やと思っているのですね。そこをどういうふうに表現するのか、どういうふうに市民に情報共有をしていただくというのは一番難しいところで、例えばこれ、立派な文言をつくってもらっているけど、積んでおくだけやったら全く意味ないで、これをどういうふうに市民の方に知らしめるかという、知らしめるというか、大上段に構えるわけではないんですが、ここがどういうふうに機能していただくか、あるいはさせていくかということが大事なところやけど、最後はというところは当然出てくるのですね。そのこのところ、解決策は正直私もないので、皆さんと考えていきたいなとは思っています。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員

幾つかの自治体、仙台市とかいろいろあるんですけども、発災後のこともうたっておるんですね。議会が少し動けるように。それが今の案では、発災後のことが何も議会はかかわらないようになっておるので、そこら辺少しご検討いただければと思いました。

○ 藤田真信委員

伊藤委員のおっしゃることにもう大賛成なんですけれども、たしか視察で益城町の話、議会の話で、議会で要覧みたいなものをつくって、次の何があってもいいようにということで、議会でも取り組みをまとめられたということもあるんですけども、やはり例えば何か起きたときというのは、ある意味議会が一致結束してというふうな意味合いの中でやっていくという視点はすごく大事だと思うので、その辺、条文に入れるのかどうかは別として、その視点も取り入れていただければと思います。

○ 村山繁生委員

目的のところでも言わせていただいたんですけど、この項でも総則と解説がほとんど一緒の文章なんですね。これがめちゃ苦になるんですよ、私。わざわざね。

だから、こんなわざわざ解説を入れるよりも、ほかの他市のようにもっと具体的なことを、豊田市とか岡崎市、具体的に箇条書きにしたほうが、わざわざ解説、同じような文章を入れなくても、そのほうがいいと思うし、今、伊藤委員や藤田委員がおっしゃったように、発災後のこともそこに入れていけばいいのかなというふうな思いであります。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

○ 山口智也委員

恐らく今、現時点でこれが、議会運営委員会でも過去に提言があったけれどもまだ本格的に議論がされていないとか、これから立ち上がる会議体でこのテーマが取り上げられる可能性も非常に大きいし、なのでこれはもう喫緊に議論していかなあかん課題なので、恐らく近いうちに、これは形として議会がどう動くかというのは議論していく形になってい

くと思うんですね。ですので、これを条例がまた更新をされる、見直しをするときに必ず追記をしていかなあかん部分かなと思っているんです。

なので、今の現段階でどこまで書き込めるかというのは非常に難しい部分もあるのかもわかりませんが、必ず更新で次の段階でここにまた一つ発災時の議会の対応というのをやっぱり書き込まないかなというふうには思っております。

○ 樋口博己委員

早川委員が情報のということでご心配のご発言があって、実は大津市で、とある地域で、あそこは雪が結構降るので、大雪が降って、そこにベテランの議員がおみえになって、その方の声が大きかったようなんです。それで行政が混乱したというのが、大津市のBCPをやろうという議論のきっかけになったというふうに聞いていますので、ここまで、どこまで書き込むかは別として、皆さんそういった発災後の動きもというご意見もあるので、書き方はあるとしても、そんなことがニュアンス、感じ取れる文言が必要なのかなと思っています。

○ 小林博次委員長

せっかくやで、一言ずついただくかな。

○ 豊田祥司委員

今、議会の責務というところでですけども、命令系統が市役所と違うところがあるので、やっぱり市役所の職員さんが動きづらくなるのがちょっと懸念されるかなと、余り深いことを書いてしまうと。なので、その辺も考慮しながらやる必要があるのかなとは思いますが。

○ 小林博次委員長

どう。

○ 小川政人委員

ようわからんけど、地域によって災害の度合いが市内でも全部違うとなると、その地域の議員さん、それぞれ統一しては動けへんもんで、やっぱりパイプとして行政とのパイ

プとしての動き、役割、全部一緒にはならんなど思っていますけど、その辺も考慮していただけたら。

○ 森 康哲委員

私も同意見で、余りがちがちにってしまうよりは、行政の手助け、地域とのつながりをスムーズにするような、そういう役割をやんわりと感じています。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

ここへ提案するときももっといっぱい書いたんやけど、書き過ぎてしもうてがんじがらめになって、それじゃ議員さんが被災せなええけど、被災して半分も議会に来れやんがという局面を迎えたときに、本当に対応できるのということを考えたわけです。ですから、できるだけ条例、条文としてはシンプルにしておいて、解説の中で少し、それから議論の中で出ておったみたいに、余り強く自分たちがいろんな情報収集して情報発信してしまうと、行政から出てくる情報と混乱しやへんのかという、そんなことなんかがちょっと懸念されましたので、そのあたりの整合を図りながら次に提案をさせてもらいたいなど、こんなふうに整理させていただきたいと思います。

じゃ、この項はそんなことで持ち帰る。それから、議会の今までの取り組みがありますから、その関連の問題を含めて、少し議長とも意見交換をさせていただきます。

じゃ、この点は、そこでとどめておきます。

それから、その次に移ります。8番目の地域防災計画への反映。事務局から説明させます。

○ 伊藤議会事務局主事

お手元のA3紙資料、(8)地域防災計画への反映とあります資料をごらんください。読み上げさせていただきます。

地域防災計画への反映。

災害対策基本法第16条第1項の規定により設置された四日市市防災会議は、災害対策基本法第42条第1項の規定により作成された四日市市地域防災計画を修正する場合は、基本理念を尊重し、及び反映させなければならない。

用語。

四日市市防災会議とは、本市、自主防災組織、事業者、県、国などが参加して、地域の防災に関する事項に関し審議する組織をいいます。

四日市市地域防災計画とは、地域の防災に関する事項について、本市及び防災関係機関が処理すべき事務または業務の大綱を定め、必要な体制を確立し、責任の所在や役割を明確にするとともに、市民、事業者が行う役割を明確にした計画をいいます。

解説。

四日市市防災会議は、防災対策全体の実効性を高めるため、四日市市地域防災計画を修正する場合は、本条例の基本理念を尊重し、及び反映させることを本条で規定しました。

以下、他の自治体の参考条文、国の関係法令を記載しております。

○ 小林博次委員長

じゃ、（８）の地域防災計画への反映、ご質疑があれば出してください。

この項も、大体こういう規定でいいのかなという感じがしていますが。

（なし）

○ 小林博次委員長

じゃ、この項、これでご意見がなければ終わります。

それでは、次に進めたいと思います。

その次は、用意してありますが、今まで委員会で要望のあった意見を、行政要望としてたたき台をつくらせていただきました。

実は前回、例えば避難所の整備のところ、女性のトイレ増設が問題提起されていましたが、これは行政への要望、こっちのほうで取り上げさせていただく。それから、29の避難所の開設のところ、市立四日市病院の給水施設の開放、これは行政へここで要望をさせていただく。それから、30の医療救護体制の確立、ここでは死亡者の検視・検案体制の整備についてということで行政に対して要望させていただく。こういうことをここに入れました。きょうも議論のあったものを入れる必要があると、この中には今は入っていませんが、実はこれ、皆さんのここで意見を聞いて、あわせてまた会派へ持って行っていただいて、行政要望をどうしたらいいのというのを、会派の意見もこの次反映させていただくよ

うな、そういうことにしていただくとありがたいと、こんなふうに思っています。

とりあえずここ、一読していただいたと思うので、特に意見があれば出してください。なければ、また同じものを次回ここで、会派の意見を踏まえて議論をさせていただきたいと思うんです。

(なし)

○ 小林博次委員長

じゃ、これ、また会派へ持ち帰っていただいて、個人の意見が中心ですけど、委員さんの意見が中心ですけれども、意見を少しいただいて最終的にまとめていきたいなと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

そんなことでいいですか。持ち帰って、会派でいろいろ意見を聞いてもらう、交わしてもらう。交わせない会派も出てくるかと思いますが、そこらへんはご配慮いただきたいと思います。

それでは、その次に移りたいと思います。

その次は、いよいよ前文の検討です。

ここに書かせていただきましたが、まだ文章のたたき台はできていません。ここで骨子を出させていただけますが、まず、四つ、これは最初から出しておりますこの中に、前文のところに4点書いてあります。そのことと、それから総則の目的のところに三つ書いてあります。一番特徴的なのは想定外をつくらない、こういうことと、それから今まで議論をいただいた特徴的なことを言葉として前文の中に書かせていただくということを考えています。

それから、最初にありましたように、本市や国の内外で起こった災害を捉えさせていただいて文章表現の中に入れさせていただく、こんなことでたたき台をつくっていききたいなと思うんですが、特にこれ以外にあれば出しておいていただくとありがたいと思います。

これも、たたき台、この次、できるだけ間に合わせて皆さんにお示しをして、そこで意見交換という、そういうことでやりたいと思いますが、骨組みは大体これでみんな入っていると思っていますけれども、こんなたたき台で書かせていただいて、あるいは達筆で書いていただいて持ってきていただいてもいいんですけれども、口頭でもいいですからまた後ほどご提言ください。

とりあえずそういうことで、この次、たたき台を出させていただくということで、きょうのところは確認をさせていただきます。ありがとうございます。

この項はこれで終わります。

そうすると、あとは次の日程になります。

あと2回予定します。必要ならまた予定しますが、第15回が6月6日1時半か8日の午前10時。

まず、6月6日の午後1時半から都合の悪い人。

(なし)

○ 小林博次委員長

特にないようですから、第15回は6日の午後1時半から委員会を開かせていただきます。

それから、その次に16回、6月21日1時半、もしくは26日の午前10時を予定します。6月21日の1時半、都合の悪い方ありますか。

(なし)

○ 小林博次委員長

特にないようですから……。

○ 早川新平委員

一般質問で、それお昼からということですか。

○ 小林博次委員長

はい。前がずれるとずれますけれども、とりあえず。

○ 樋口博己委員

これ、今の時点ではめ込んで大丈夫ですか。

○ 西口議会事務局課長補佐兼調査法制係長

この日なんですけど、一般質問の最終日で追加上程、質疑、委員会付託の日なんですけど、通常であれば午前中というパターンが多いので一応ご提案をさせていただきましたが、通告の関係等で少し調整がかかれば、再度ちょっと事務局のほうからご連絡をさせていただいて、委員長と相談させていただいて、開始時間を後ろへずらしていただくという調整もさせていただきたいと思いますので。

委員長、それでよろしいですか。

○ 小林博次委員長

はい。そんなことで、じゃ、確認させてください。変更があれば、また次回にでも確認します。

それでは、次回は、この8項目と前文の素案、それから行政要望、これの整理をしたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

では、きょうはこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

11 : 43 閉議